

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 17 年 3 月 3 日 (木)

ところ 山口県医師会館

協議

1. PPI の投与について [国保連合会]

(1) 「難治性逆流性食道炎」に対する 8 週間を超える投与について

「再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎」については、8 週間を超える投与が認められているが、「難治性逆流性食道炎」の病名で 8 週間を超える投与について協議願いたい。

(2) 「再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法」に対する投与量について

「再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法」に対する投与量については、『維持量で効果がない場合は、休薬期間内であっても通常量の投与もやむを得ない。平成 15 年 6 月 5 日社保・国保審査委員連絡委員会』とあるが、注記のない倍量投与が見受けられるので、再度協議願いたい。

(3) 「再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎」に対する 28 日分投与の場合の特定疾患処方管理加算 (長期) の算定について

「胃潰瘍」、「再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎」のある患者に対し、PPI が、投与期間から見て明らかに「再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎」に対し 28 日分投与されているものと判断できる場合の特定疾患処方管理加算 (長期) の算定について協議願いたい。

(1) 「再発・再燃を繰り返す」と「難治性」は同意語とみなし、8 週間を超える投与を認める。しかし、逆流性食道炎 (維持療法) という病名では認められない。

(2) 投与量はケースバイケースで扱う。

(3) 認められない。

出席者

委員	為近 義夫
	井上 強
	河村 奨
	岡澤 寛
	山本 徹
	池本 和人
	村田 武穂
	矢賀 健

委員	藤井 英雄
	藤井 正隆
	重田幸二郎
	柴田 正彦
	杉山 元治

県医師会	
会長	藤原 淳
副会長	木下 敬介
専務理事	三浦 修
常任理事	佐々木美典
	西村 公一
理事	湧田 幸雄
	萬 忠雄

2. 同一日、同一部位、同一疾患に対する皮膚科 軟膏処置と消炎鎮痛処置の算定について

〔国保連合会〕

平成 13 年 8 月 23 日、社保・国保審査委員合同協議会において、「今回結論出ず保留とする。」とあるが、事例が見受けられるので、再度協議願いたい。

「併算定不可」とする。ただし、薬剤料については別途算定できる。

3. インスリン注射とアクトス錠 (塩酸ピオグリ タゾン) の併用投与について

〔支払基金〕

平成 14 年 12 月 5 日の社保・国保審査委員連絡委員会において、併用投与については認めないと既に協議されているが、肥満等の患者に対して併用投与が有効な場合もあることから再度協議願いたい。

「BMI が 25 以上又はインスリン必要量が 1 日 30 単位以上」の場合を併用投与の目安とし、注記があれば認める。

4. 特定疾患処方管理加算 (処方期間が 28 日以上 の場合 (特処長) 算定時の明細書の記載につ いて

〔支払基金〕

1 回の処方で、薬剤が 14 日分の場合であっても隔日投与で処方期間が 28 日以上の場合 (特処長) 45 点を算定できるが、明細書上判断できないことから、明細書の記載について協議願いたい。

縦覧審査に基づく保険者からの返戻が多く、査定もありうる。したがって「隔日投与」等の注記をしていただきたい。

5. 輸血前後の感染マーカーの算定について

〔支払基金〕

輸血前検査として HBs 抗原・抗体及び HBc 抗体が算定できることとなったが、HBc 抗体価精密測定を施行された場合、HBs 抗原・抗体の精密測定まで認められるか協議願いたい。

すべて精密測定も認める。検査間隔は原則 3 か月以上とする。

※以上の合意事項については、いずれも 17 年 5 月診療分から適用する。

新自動車総合保険・住宅総合保険・店舗総合保険・家庭総合保険・積立火災総合保険・タテ
コー保険・積立ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・交通事故傷害保険・医師賠償
保険・所得補償保険・国内旅行傷害保険・ゴルファー保険・ハンター保険・つり保険など

あなたにしあわせをつなぐ

株式会社損害保険ジャパン 代理店
共栄火災海上保険株式会社 代理店
山福株式会社
TEL 083-922-2551